第二条第八項中「船積国」の下に「、仕向国」を加え、同条に次の一項を加える。

9　法第二条第十九項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一　長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十七条第一号及び第十八条第一号において同じ。）、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。第十七条第一号及び第十八条第一号において同じ。）

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

三　農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

四　外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。）

第三条第一号中「イからホまで」の下に「又はヌ」を加え、同号に次のように加える。

ヌ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく債務以外の輸出者又は仲介貿易者に対する債務に係るものを含み、輸出者又は仲介貿易者の責めに帰することができないものに限る。）

第三条第二号ニ中「決定」の下に「その他これに準ずる事由」を加え、同条第三号イ中「株式等の」を「株式等（関係外国法人の株式等を含む。以下このイ及びニにおいて同じ。）の」に改め、同号ロ中「相手方が」を「相手方（関係外国法人を含む。以下このロ及びホにおいて同じ。）が」に改め、同号ニ中「より取得した」を「伴い支払われた」に、「取得金等」を「支払金等」に、「海外投資を行つた場合にあつては、」を「行つた海外投資に係る支払金等（関係外国法人に係るものを除く。）にあつては」に、「地域」を「地域、関係外国法人に係る支払金等にあつては保険契約で定める地域」に改め、同号ニ(3)から(5)までの規定中「取得金等」を「支払金等」に改め、同号ホ中「限る。）」の下に「その他これに準ずる事由」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなつた場合に次のいずれかに該当する事由によつて前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として塡補する保険

イ　外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ　外国における戦争、革命又は内乱

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払購入契約の当事者の責めに帰することができないもの

ニ　前払購入契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

ホ　前払購入契約の相手方の前払金に係る債務の保険契約で定める期間以上の履行遅滞（前払購入者の責めに帰することができないものに限る。）

第三条に次の一号を加える。

五　海外事業資金貸付を行つた者が次のいずれかに該当する事由により海外事業資金貸付金債権等の貸付金等を回収することができないことにより受ける損失又はイからニまでのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによつて保証債務を履行したことにより受ける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（イからニまでのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことによつて保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として塡補する保険

イ　外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ　外国における戦争、革命又は内乱

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、海外事業資金貸付（保証債務の負担を除く。ニ及びホにおいて同じ。）を行つた者若しくはその相手方又は保証債務を負担した者若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないもの

ニ　海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

ホ　海外事業資金貸付の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（海外事業資金貸付を行つた者の責めに帰することができないものに限る。）

第八条中「第四十四条第二項第五号」を「第四十四条第二項第四号」に改め、第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　輸出貨物又は仲介貿易貨物の輸送に係る保険料

第八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　輸出貨物又は仲介貿易貨物の運賃

第十一条中「第四十八条第二項第四号」を「第四十八条第二項第三号」に改め、第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人等仲介貿易貨物の輸送に係る保険料

第十一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　出資外国法人等販売貨物又は出資外国法人等仲介貿易貨物の運賃

第十七条第一号中「（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。次条において同じ。）」及び「（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。次条において同じ。）」を削り、同条第二号中「業として貯金の受入れをすることができる」を「農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う」に改める。

第十八条第二号中「業として貯金の受入れをすることができる」を「農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う」に改める。

第二十一条に次の一号を加える。

四　事業の遂行上重大な支障の発生（一月以上の期間継続している場合に限る。）

本則に次の一条を加える。

（スワップ取引保険）

第二十六条　法第七十四条第二項の債権は、次のとおりとする。

一　スワップ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。次号において同じ。）の解約に伴う清算金

二　スワップ取引に基づき支払を受けるべき金銭

附　則

この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十五号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

経済産業大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　岸田　文雄